

厚生労働省発表  
平成18年3月31日

職業安定局高齢・障害者雇用対策部			
障害者雇用対策課			
課長	土屋	喜久	
主任障害者雇用専門官	白兼	俊貴	
障害者雇用専門官	浅賀	英彦	
電話	5253-1111(内)5857, 5784		
	3502-6775(直通)		

## 障害者の雇用の促進等に関する法律第39条第2項の規定に基づく、 国及び都道府県の機関に対する適正実施勧告の発出について

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）では、国及び地方公共団体の任命権者に対し、法定雇用率（2.1%。都道府県に置かれる教育委員会その他厚生労働大臣の指定する教育委員会にあっては2.0%）以上の身体障害者又は知的障害者の雇用を義務付けており、法定雇用率を達成していない機関は、障害者採用計画を作成しなければならない（法第38条第1項）ほか、厚生労働大臣は、特に必要があると認めるときは、当該機関の任命権者に対して、障害者採用計画の適正な実施に関する勧告（適正実施勧告）を行うことができるとしている（法第39条第2項）。

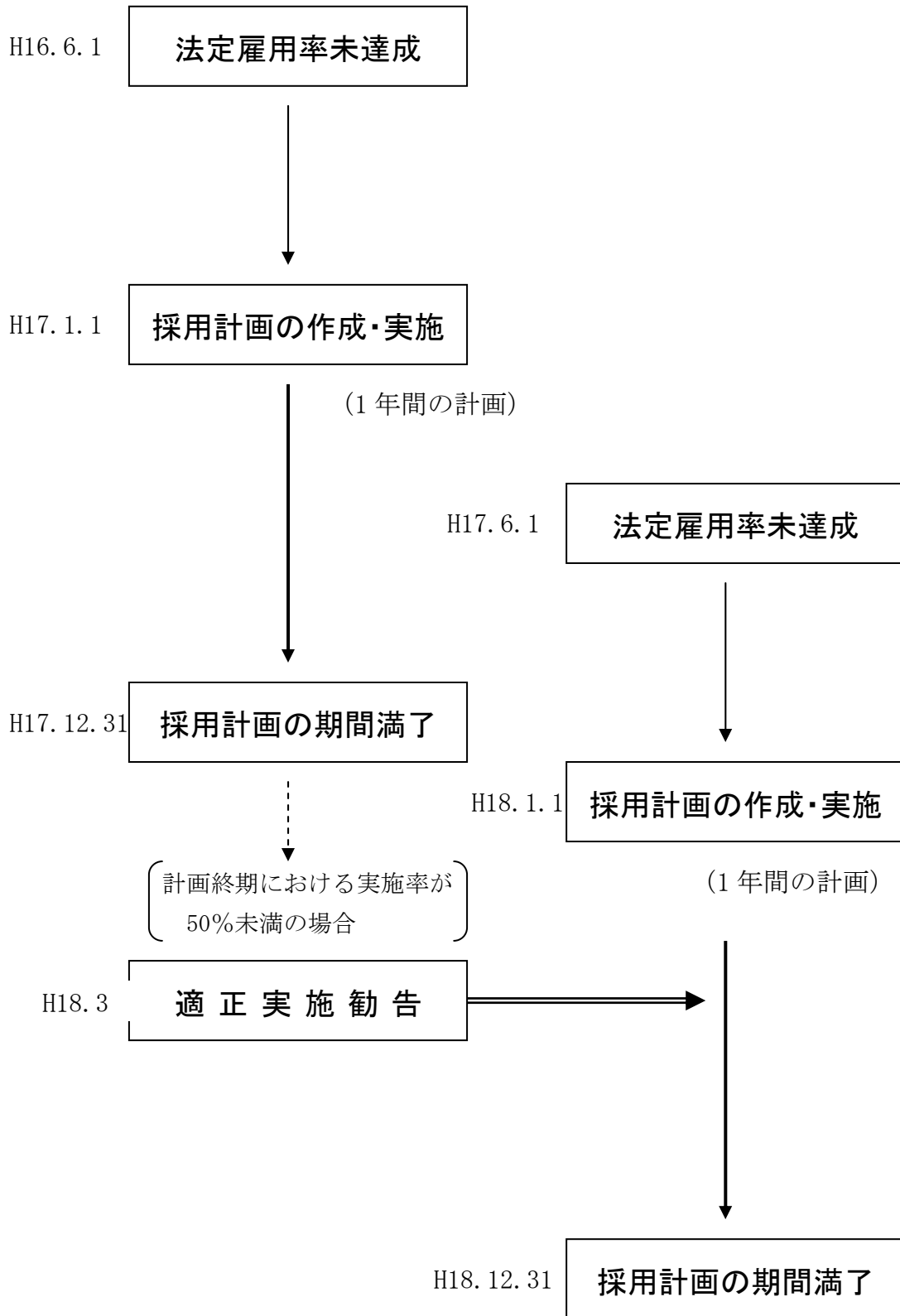
国及び都道府県の機関のうち下記の機関については、障害者採用計画を作成したにもかかわらず、当該計画を適正に実施していなかったことから、法第39条第2項の規定に基づき、当該計画終了後に新たに作成、実施している計画について、適正実施勧告を行った。

なお、障害者採用計画を適正に実施していない市町村の機関については、都道府県労働局長が適正実施勧告を行うこととしている。

### 記

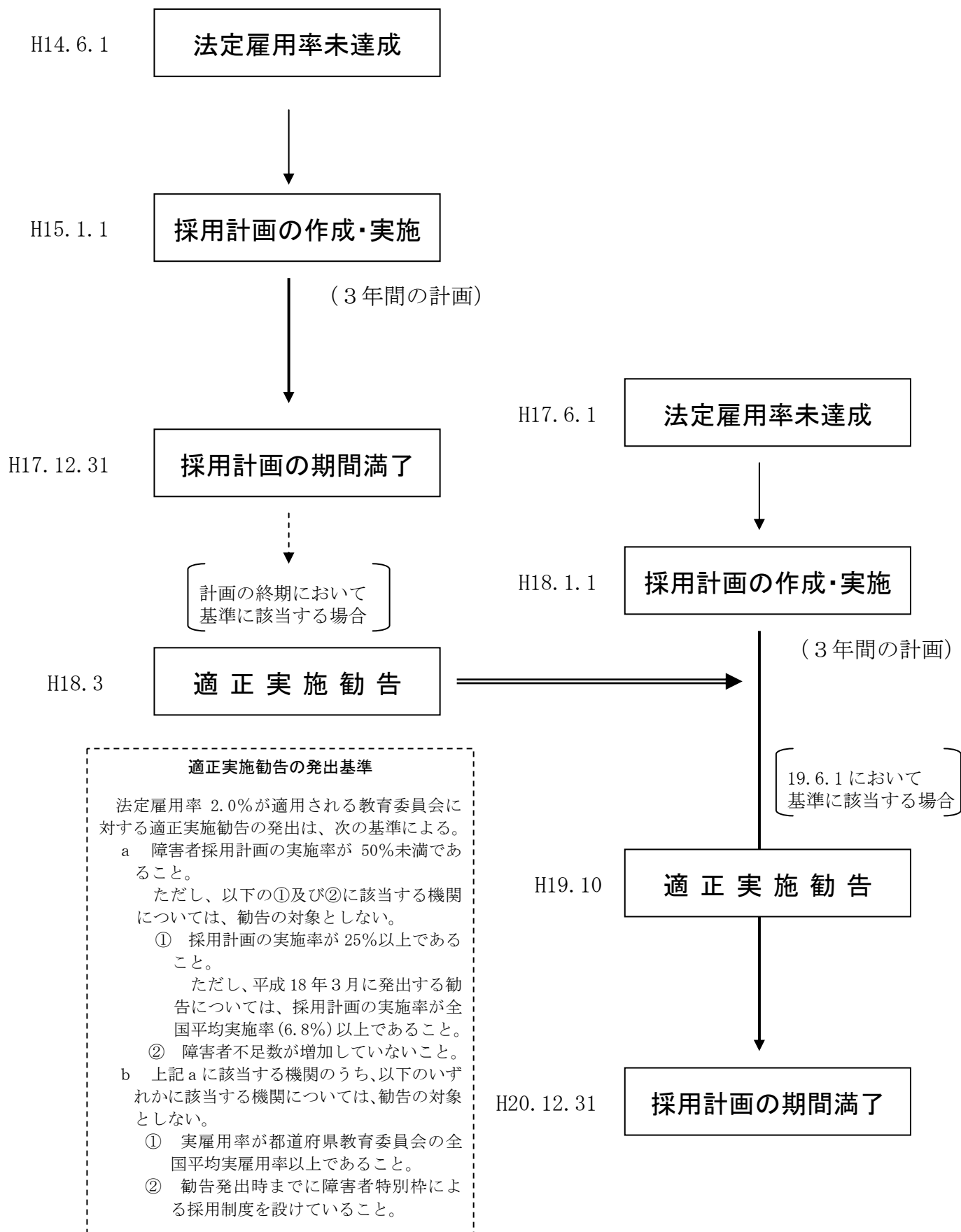
- 1 国の機関  
該当なし
- 2 都道府県の機関（3機関）  
岩手県医療局  
警視庁  
高知県警察本部
- 3 都道府県教育委員会（4機関）  
青森県教育委員会  
山形県教育委員会  
千葉県教育委員会  
沖縄県教育委員会

## 官公庁に対する雇用率達成指導の流れ図



# 法定雇用率 2.0%が適用される教育委員会に対する

## 雇用率達成指導の流れ図



### 適正実施勧告の発出基準

法定雇用率 2.0%が適用される教育委員会に対する適正実施勧告の発出は、次の基準による。

a 障害者採用計画の実施率が 50%未満であること。

ただし、以下の①及び②に該当する機関については、勧告の対象としない。

① 採用計画の実施率が 25%以上であること。

ただし、平成 18 年 3 月に発出する勧告については、採用計画の実施率が全国平均実施率 (6.8%) 以上であること。

② 障害者不足数が増加していないこと。

b 上記 a に該当する機関のうち、以下のいずれかに該当する機関については、勧告の対象としない。

① 実雇用率が都道府県教育委員会の全国平均実雇用率以上であること。

② 勧告発出時まで障害者特別枠による採用制度を設けていること。

## 適正実施勧告を発出した機関の状況

### 1. 都道府県の機関(法定雇用率2.1%)

機関名	採用計画終期(17.12.31)の雇用状況				採用計画の実施状況				実施率
	算定基礎職員数	障害者数	雇用率	不足数	採用予定		採用状況		
					①職員数	②うち障害者数	③職員数	④うち障害者数	
岩手県医療局	3,183	57	1.79%	9	150	12	219	1	5.7%
警視庁	3,004	20	0.67%	43	100	50	89	9	20.2%
高知県警察本部	311	1	0.32%	5	9	5	9	0	0.0%

注) 実施率 =  $\frac{④/③}{②/①}$

### 2. 都道府県教育委員会(法定雇用率2.0%)

機関名	採用計画終期(17.12.31)の雇用状況				採用計画の実施状況				実施率
	算定基礎職員数	障害者数	雇用率	不足数	採用予定		採用状況		
					①職員数	②うち障害者数	③職員数	④うち障害者数	
青森	9,777	122	1.25%	73 (-3)	278	66	342	2	2.5%
山形	7,154	71	0.99%	72 (-11)	256	83	323	4	3.8%
千葉	22,872	257	1.12%	200 (0)	515	192	735	14	5.1%
沖縄	10,299	110	1.07%	95 (+31)	870	65	1,052	4	5.1%

(注)

1) 実施率 =  $\frac{④/③}{②/①}$

2) 不足数欄の( )内の数字は、14.6.1時点と比べての不足数の増減である。

3) 都道府県教育委員会の17.12.31時点の全国平均は、次のとおりとなっている。

- ・実雇用率 1.34%
- ・採用計画の実施率 6.8%

(参考1) 平成17年12月31日現在で法定雇用率未達成であった国の機関の状況

機関名	採用計画終期(17.12.31)の雇用状況				採用計画の実施状況					備考
	算定基礎職員数	障害者数	雇用率	不足数	採用予定		採用状況		実施率	
					①職員数	②うち障害者数	③職員数	④うち障害者数		
金融庁	1,289	14	1.09%	13	57	22	45	12	69.1%	
警察庁	1,661	29	1.75%	5	103	4	117	0	0.0%	4.1付の採用で達成予定

注) 実施率 =  $\frac{④/③}{②/①}$

(参考2) 国及び都道府県の機関に対する、これまでの適正実施勧告発出状況

○ 平成16年

(1) 国の機関(2機関)

金融庁

公正取引委員会

(2) 都道府県の機関(1機関)

警視庁

○ 平成17年

(1) 国の機関(1機関)

金融庁

(2) 都道府県の機関(4機関)

群馬県病院局

警視庁

静岡県がんセンター局

高知県警察本部

(参考3) 国、地方公共団体の機関における障害者の在職状況(平成17年6月1日現在)

(1) 国の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	303,432人	6,496人	2.14%	37 / 43	86.0%
行政機関	276,352人	5,891人	2.13%	28 / 34	82.4%
立法機関	3,351人	73人	2.18%	5 / 5	100.0%
司法機関	23,729人	532人	2.24%	4 / 4	100.0%

(2) 都道府県の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	355,482人	8,318人	2.34%	136 / 156	87.2%
都道府県知事部局	296,240人	6,997人	2.36%	45 / 47	95.7%
その他の都道府県機関	59,242人	1,321人	2.23%	91 / 109	83.5%

(3) 市町村の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
市町村の機関	986,517人	21,819人	2.21%	2,902 / 3,771	77.0%

(4) 法定雇用率2.0%が適用される教育委員会(法定雇用率2.0%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	670,333人	9,317人	1.39%	65 / 134	48.5%
都道府県教育委員会	577,699人	7,674人	1.33%	1 / 47	2.1%
市町村教育委員会	92,634人	1,643人	1.77%	64 / 87	73.6%

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者及び知的障害者の計であり、重度障害者(短時間労働者以外の身体障害者及び知的障害者)については法律上、1人を2人に相当するものとしており、ダブルカウントを行っている。

3 法定雇用率達成とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数が0になることをいう。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

#### (参考4) 関係条文

##### ○ 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)(抄)

(雇用に關する国及び地方公共団体の義務)

**第三十八条** 国及び地方公共団体の任命権者（委任を受けて任命権を行う者を除く。以下同じ。）は、職員（当該機関（当該任命権者の委任を受けて任命権を行う者に係る機関を含む。以下同じ。）に常時勤務する職員（一週間の勤務時間が、当該機関に勤務する通常の職員の一週間の勤務時間に比し短く、かつ、第四十三条第一項の厚生労働大臣の定める時間数未満である常時勤務する職員（以下「短時間勤務職員」という。）を除く。）であつて、警察官、自衛官その他の政令で定める職員以外のものに限る。以下同じ。）の採用について、当該機関に勤務する身体障害者又は知的障害者である職員の数が、当該機関の職員の総数に、第四十三条第二項に規定する障害者雇用率を下回らない率であつて政令で定めるものを乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）未満である場合には、身体障害者又は知的障害者である職員の数がその率を乗じて得た数以上となるようにするため、政令で定めるところにより、身体障害者又は知的障害者の採用に關する計画を作成しなければならない。

(採用状況の通報等)

##### **第三十九条** （第 1 項 略）

2 厚生労働大臣は、特に必要があると認めるときは、前条第一項の計画を作成した国及び地方公共団体の任命権者に対して、その適正な実施に關し、勧告をすることができる。

##### ○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和 35 年政令第 292 号)

(法第三十八条第一項 の政令で定める率)

**第二条** 法第三十八条第一項 の政令で定める率は、百分の二・一とする。ただし、都道府県に置かれる教育委員会その他厚生労働大臣の指定する教育委員会にあつては、百分の二とする。